

令和6年第6回日向市議会（定例会）【追加提案条例 概要説明書】

	条 例 名	所管課
1	日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員課
2	日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員課
3	日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
4	日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	職員課
5	日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	職員課

1 日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

所管課：職員課

【改正の理由】

令和6年8月の人事院勧告を受け、国家公務員の給与が改定されたことから、本市一般職の職員及び再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員）の給料月額、期末手当及び勤勉手当の引上げを行うもの。

■経 緯

令和6年8月8日 人事院が国家公務員の給与に関し、国会及び内閣に対し勧告

令和6年11月29日 内閣は、人事院勧告どおりの実施について閣議決定

令和6年12月9日 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」
を国会に提出

令和6年12月12日 衆議院で可決

令和6年12月17日 参議院で可決

【主な改正内容】

（1）一般職に関する改正

第21条第2項（期末手当）及び第22条第2項第1号（勤勉手当）の改正

令和6年度	改 定 前			改 定 後		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
6月期	1.225	1.025	2.250	1.225	1.025	2.250
12月期	<u>1.225</u>	<u>1.025</u>	<u>2.250</u>	<u>1.275</u>	<u>1.075</u>	<u>2.350</u>
合 計	<u>2.450</u>	<u>2.050</u>	<u>4.500</u>	<u>2.500</u>	<u>2.100</u>	<u>4.600</u>

※支給月数をそれぞれ0.05月分引上げ、あわせて年間4.60月とするもの。

（2）定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員も含む）に関する改正

第21条第3項（期末手当）及び第22条第2項第2号（勤勉手当）の改正

令和6年度	改 定 前			改 定 後		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
6月期	0.6875	0.4875	1.175	0.6875	0.4875	1.175
12月期	<u>0.6875</u>	<u>0.4875</u>	<u>1.175</u>	<u>0.7125</u>	<u>0.5125</u>	<u>1.225</u>
合 計	<u>1.375</u>	<u>0.975</u>	<u>2.350</u>	<u>1.400</u>	<u>1.000</u>	<u>2.400</u>

※支給月数をそれぞれ0.025月分引上げ、あわせて年間2.40月とするもの。

(3) 別表第1（行政職給料表）及び別表第2（医療職給料表）の改正

採用市場での競争力向上のため、人事院勧告に準じて、高校卒業程度の者に係る初任給を21,400円、大学卒業程度の者に係る初任給を23,800円引き上げるもの。
あわせて、月例給について、国家公務員に準拠した改定を行うもの。

【施行日等】

○公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

- 2 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

所管課：職員課

【改正の理由】

令和6年8月の人事院勧告の趣旨を踏まえた国家公務員の特別職の給与改定に準じ、市長・副市長、市議会議員及び教育長の期末手当の引上げを行うもの。

■経緯

令和6年8月8日 人事院が国家公務員の給与に関し、国会及び内閣に対し勧告

令和6年11月29日 内閣は、人事院勧告どおりの実施について閣議決定

令和6年12月9日 「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」
を国会に提出

令和6年12月12日 衆議院で可決

令和6年12月17日 参議院で可決

【主な改正内容】

(1) 期末手当の改正

令和6年度	改 定 前		改 定 後	
	期末手当	合 計	期末手当	合 計
6月期	1.700	1.700	1.700	1.700
12月期	<u>1.700</u>	<u>1.700</u>	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>
合 計	<u>3.400</u>	<u>3.400</u>	<u>3.450</u>	<u>3.450</u>

※支給月額を0.05月分引上げ、年間3.45月とするもの

【施行日等】

○公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

5 日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

所管課：職員課

【改正の理由】

令和6年8月の人事院勧告の趣旨を踏まえた国家公務員の任期付職員の給与改定に準じ、特定任期付職員の給料表の改定及び期末手当の引上げを行うもの。

【主な改正内容】

(1) 第7条（特定任期付職員の給料表）の改正

号 給	改 定 前	改 定 後
1	<u>380,000</u>	<u>392,000</u>
2	<u>427,000</u>	<u>440,000</u>
3	<u>477,000</u>	<u>492,000</u>
4	<u>539,000</u>	<u>555,000</u>
5	<u>615,000</u>	<u>634,000</u>
6	<u>718,000</u>	<u>740,000</u>
7	<u>839,000</u>	<u>864,000</u>

(2) 第8条（期末手当）の改正

令和6年度	改 定 前		改 定 後	
	期末手当	合 計	期末手当	合 計
6月期	1.700	1.700	1.700	1.700
12月期	<u>1.700</u>	<u>1.700</u>	<u>1.750</u>	<u>1.750</u>
合 計	<u>3.400</u>	<u>3.400</u>	<u>3.450</u>	<u>3.450</u>

※支給月額を0.05月分引上げ、年間3.45月とするもの。

【施行日等】

○公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。